

受動喫煙の防止に

ご協力をお願いします。



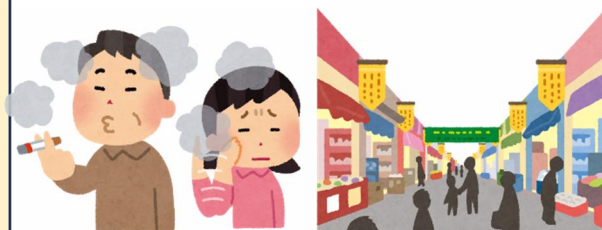
健康増進法では、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう次の**配慮義務**が課されています。（法27条第1項）

配慮をお願いする場所（一例）

公園での喫煙



人通りの多い場所での喫煙



学校の近くでの喫煙



庭やベランダでの喫煙



詳細は厚木市ホームページへ

厚木市 受動喫煙

検索

厚木市健康医療課 046-225-2174（直通）

